

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

### 1 改正趣旨

食品衛生法等の改正に伴う関係手数料等を定め、また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下建築物省エネ法とする)等の改正に伴う関係手数料等に係る区分等の変更を行うとともに規定の整備を図る必要が生じたため、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和3年第1回定例会に提案する。

### 2 改正内容

#### (1) 食品衛生法等の改正に伴う、関係手数料の整備

##### 改正理由

食品衛生法等の改正による、営業許可業種の再編に伴い、関係手数料等を定めるとともに、併せて規定の整備を図る必要があるため。

##### 改正内容(別紙「新旧対照表」参照)

ア) 営業許可業種の再編に伴い、新たに営業許可が必要となった業種について、許可申請および許可更新手数料の規定を追加する。

イ) 経過措置を踏まえた許可申請手数料を附則に規定する。

ウ) 都食品製造業等取締条例廃止により、別表第1の74、74の2、74の3、75項を削除する。

エ) 別表第1で引用する食品衛生法の条項番号の変更に伴い、規定の整備を行う。

##### 施行日

令和3年6月1日

#### (2) 建築物省エネ法等の改正に伴う、関係手数料に係る区分等の変更

##### 改正理由

建築物省エネ法の改正等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関する手数料に係る区分等を変更し、併せて規定の整備を図る必要があるため。

##### 改正内容(別紙「新旧対照表」参照)

ア) 別表第2、3中の床面積区分「300㎡～2000㎡」を「300㎡～1000㎡」及び「1000㎡～2000㎡」の区分に分割し設定する。

イ) 別表第3で引用する建築物省エネ法の条項番号の変更に伴い、規定の整備を行う。

##### 施行日

令和3年4月1日

### 3 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区手数料条例 平成12年 3月13日条例第 3号</p>	<p>世田谷区手数料条例 平成12年 3月13日条例第 3号</p>
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>(新規)</p>
<p>1 <u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の16の項の改正規定、同表の17の項から47の項までの改正規定、同表の48の項及び49の項を削り、同表中50の項を48の項とし、51の項から66の項までを2項ずつ繰り上げ、66の2の項を65の項とし、66の3の項を66の項とし、66の4の項を66の2の項とし、74の項から75の項までを削り、75の2の項を74の項とし、75の3の項を75の項とする改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、同年6月1日(以下「基準日」という。)から施行する。</u></p>	
<p>(経過措置)</p> <p>2 <u>基準日においてこの条例による改正前の世田谷区手数料条例(以下「改正前の条例」という。)別表第1の16の項から49の項までに規定する次の表の左欄に掲げる手数料を納付してその営業を行っている者が、当該営業を継続するために基準日以後において納付するこの条例による改正後の世田谷区手数料条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の16の項から47の項までに規定する次の表の中欄に掲げる手数料の額については、改正後の条例別表第1の16の項から47の項までの規定にかかわらず、当分の間、次の表の右欄に掲げる額とする。</u></p>	<p>(新規)</p>

改正後			改正前		
飲食店営業許可申請手数料（飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	8,900円			
	そうざい製造業許可申請手数料	8,900円			
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	5,100円			
飲食店営業許可申請手数料（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。）	飲食店営業許可申請手数料（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。）	2,700円			
喫茶店営業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	5,700円			
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	5,100円			
菓子製造業許可申請手数料（菓子製造業（移動菓子製造業又	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時	8,400円			

改正後			改正前
は臨時菓子製造業を除く。)に係るものに限る。)	飲食店営業を除く。)に係るものに限る。)		
	菓子製造業許可申請手数料	8,400円	
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円	
菓子製造業許可申請手数料(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業に係るものに限る。)	飲食店営業許可申請手数料(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業に係るものに限る。)	2,700円	
あん類製造業許可申請手数料	菓子製造業許可申請手数料	8,400円	
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円	
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料(飲食店営業(移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。))に係るものに限る。)	8,400円	
	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	8,400円	
乳処理業許可申請手数料	乳処理業許可申請手数料	12,600円	
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	12,600円	
乳製品製造業許可申請手数料	乳製品製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	

改正後			改正前
集乳業許可申請手数料	集乳業許可申請手数料	5,700円	
食肉処理業許可申請手数料	食肉処理業許可申請手数料	12,600円	
食肉販売業許可申請手数料	食肉販売業許可申請手数料	5,700円	
食肉製品製造業許可申請手数料	食肉製品製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	
魚介類販売業許可申請手数料	飲食店営業許可申請手数料（飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）に係るものに限る。）	5,700円	
	魚介類販売業許可申請手数料	5,700円	
魚介類せり売営業許可申請手数料	魚介類競り売り営業許可申請手数料	12,600円	
魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	水産製品製造業許可申請手数料	9,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円	
食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	冷凍食品製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	
食品の放射線照射業許可申請手数料	食品の放射線照射業許可申請手数料	12,600円	

改正後			改正前
清涼飲料水製造業許可申請手数料	清涼飲料水製造業許可申請手数料	12,600円	
乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	乳処理業許可申請手数料	8,400円	
	乳製品製造業許可申請手数料	8,400円	
	清涼飲料水製造業許可申請手数料	8,400円	
冰雪製造業許可申請手数料	冰雪製造業許可申請手数料	12,600円	
食用油脂製造業許可申請手数料	食用油脂製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	
マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	食用油脂製造業許可申請手数料	12,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円	
みそ製造業許可申請手数料	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	9,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円	
しょうゆ製造業許可申請手数料	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	9,600円	
	食品の小分け業許可申請手数料	9,600円	
ソース類製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料	9,600円	
酒類製造業許可申請手数料	酒類製造業許可申請手数料	9,600円	

改正後			改正前	
豆腐製造業許可申請手数料	豆腐製造業許可申請手数料	8,400円		
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円		
納豆製造業許可申請手数料	納豆製造業許可申請手数料	8,400円		
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円		
めん類製造業許可申請手数料	麺類製造業許可申請手数料	8,400円		
	食品の小分け業許可申請手数料	8,400円		
そうざい製造業許可申請手数料	そうざい製造業許可申請手数料	12,600円		
	食品の小分け業許可申請手数料	12,600円		
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	密封包装食品製造業許可申請手数料	9,600円		
添加物製造業許可申請手数料	添加物製造業許可申請手数料	12,600円		
<p>3 基準日において改正前の条例別表第1の75の項に規定する食品製造業等許可申請手数料を納付して次の表の左欄に掲げる営業を行っている者が、当該営業を継続するために基準日から令和6年5月31日までの間において納付する改正後の条例別表第1の31の項、33の項、40の項及び44の項から46の項までに規定する次の表の中欄に掲げる手数料の額については、改正後の条例別表第1の31の項、33の項、40の項及び44の項から46の項までの規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げる額とする。</p>				(新規)

改正後			改正前		
つけ物製造業	漬物製造業許可申請手数料	7,800円			
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円			
そう菜半製品等製造業	そうざい製造業許可申請手数料	7,800円			
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円			
調味料等製造業	密封包装食品製造業許可申請手数料	7,800円			
魚介類加工業	水産製品製造業許可申請手数料	7,800円			
	食品の小分け業許可申請手数料	7,800円			
液卵製造業	液卵製造業許可申請手数料	7,800円			

別表第1（第2条関係）

事務	名称等	額	徴収時期
16	飲食店営業許可申請手数料 イ 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。）	18,300円	許可申請のとき。

別表第1（第2条関係）

事務	名称等	額	徴収時期
16	飲食店営業許可申請手数料 イ 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	18,300円	許可申請のとき。

改正後				改正前					
	づく飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和46年法律第35号）に規定する卸売市場外の営業及び卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）に規定する花き市場内の営業（以下「卸売市場外営業」という。）に限る。）	<input type="checkbox"/> 移動飲食店営業 又は臨時飲食店営業 <input type="checkbox"/> 飲食店営業（移動飲食店営業又は臨時飲食店営業を除く。） <input type="checkbox"/> 移動飲食店営業 又は臨時飲食店営業	5,600円	更新申請のとき。		づく飲食店営業の許可の申請に対する審査（卸売市場法（昭和46年法律第35号）に規定する卸売市場外の営業及び卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）に規定する花き市場内の営業（以下「卸売市場外営業」という。）に限る。）	<input type="checkbox"/> 移動飲食店営業 又は臨時飲食店営業 <input type="checkbox"/> 飲食店営業（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業 <input type="checkbox"/> 移動飲食店営業 又は臨時飲食店営業	5,600円	更新申請のとき。
		イ 飲食店営業	8,900円				イ 飲食店（移動飲食店又は臨時飲食店を除く。）営業	8,900円	
			2,700円					2,700円	
17	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	7,200円	許可申請のとき。	17	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき。

改正後				改正前					
	食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可更新申請手数料	5,100円	更新申請のとき。		（卸売市場外営業に限る。）喫茶店営業許可更新申請手数料	5,700円	更新申請のとき。	
18	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料	11,500円	許可申請のとき。	18	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料 イ 菓子製造業（移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。） ロ 移動菓子製造業又は臨時菓子製造業 菓子製造業許可更新申請手数料 イ 菓子製造業（移動菓子製	16,800円  5,500円  8,400円	許可申請のとき。       更新申請のとき。
		食肉販売業許可更新申請手数料	5,700円	更新申請のとき。					

改正後					改正前				
							造業又は 臨時菓子 製造業を 除く。) ロ 移動菓 子製造業 又は臨時 菓子製造 業	2,700円	
19	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類販売業許可申請手数料 魚介類販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	19	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	あん類製造業許可申請手数料 あん類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
20	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に對	魚介類競り売り営業許可申請手数料 魚介類競り売り営業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	20	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請	アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後					改正前				
	する審査（卸売市場外営業に限る。）					に対する審査（卸売市場外営業に限る。）			
21	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	21	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
22	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳処理業許可申請手数料 乳処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	22	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
23	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 特別牛乳搾取	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請	23	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条	乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後				改正前					
	の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	処理業許可更新申請手数料			の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	許可更新申請手数料			き。
24	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉処理業許可申請手数料 食肉処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	24	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	集乳業許可申請手数料 集乳業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
25	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食品の放射線照射業許可申請手数料 食品の放射線照射業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	25	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	乳類販売業許可申請手数料 乳類販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後					改正前				
26	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	菓子製造業許可申請手数料 菓子製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	26	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉処理業許可申請手数料 食肉処理業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
27	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	アイスクリーム類製造業許可申請手数料 アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	27	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉販売業許可申請手数料 食肉販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
28	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請	乳製品製造業許可申請手数料 乳製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	28	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請	食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後					改正前				
	請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）					申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）			
29	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	清涼飲料水製造業許可申請手数料 清涼飲料水製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	29	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類販売業許可申請手数料 魚介類販売業許可更新申請手数料	11,500円 5,700円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
30	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食肉製品製造業許可申請手数料 食肉製品製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	30	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	魚介類せり売営業許可申請手数料 魚介類せり売営業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
31	食品衛生法第55条第1項及び	水産製品製造業許可申請手	19,200円	許可申請のとき。	31	食品衛生法第52条第1項及び	魚肉ねり製品製造業許可申	19,200円	許可申請のとき。

改正後					改正前				
	び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く水産製品製 造業の許可の 申請に対する 審査（卸売市 場外営業に限 る。）	数料 水産製品製造 業許可更新申 請手数料	9,600円	更新申請 のとき。		び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く魚肉ねり製 品製造業の許 可の申請に対 する審査（卸 売市場外営業 に限る。）	請手数料 魚肉ねり製品 製造業許可更 新申請手数料	9,600円	更新申請のと き。
32	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く冰雪製造業 の許可の申請 に対する審査 （卸売市場外 営業に限る。）	冰雪製造業許 可申請手数料  冰雪製造業許 可更新申請手 数料	25,200円  12,600円	許可申請 のとき。  更新申請 のとき。	32	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く食品の冷凍 又は冷蔵業の 許可の申請に 対する審査 （卸売市場外 営業に限る。）	食品の冷凍又 は冷蔵業許可 申請手数料 食品の冷凍又 は冷蔵業許可 更新申請手 数料	25,200円  12,600円	許可申請のと き。  更新申請のと き。
33	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く液卵製造業 の許可の申請 に対する審査	液卵製造業許 可申請手数料  液卵製造業許 可更新申請手 数料	13,200円  7,800円	許可申請 のとき。  更新申請 のとき。	33	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く食品の放射 線照射業の許 可の申請に対	食品の放射線 照射業許可申 請手数料 食品の放射線 照射業許可更 新申請手数料	25,200円  12,600円	許可申請のと き。  更新申請のと き。

改正後					改正前				
	(卸売市場外 営業に限る。)					する審査(卸 売市場外営業 に限る。)			
34	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く食用油脂製 造業の許可の 申請に対する 審査(卸売市 場外営業に限 る。)	食用油脂製造 業許可申請手 数料 食用油脂製造 業許可更新申 請手数料	25,200円  12,600円	許可申請 のとき。  更新申請 のとき。	34	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く清涼飲料水 製造業の許可 の申請に対す る審査(卸売 市場外営業に 限る。)	清涼飲料水製 造業許可申請 手数料 清涼飲料水製 造業許可更新 申請手数料	25,200円  12,600円	許可申請のと き。  更新申請のと き。
35	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ くみそ又はし ょうゆ製造業 の許可の申請 に対する審査 (卸売市場外 営業に限る。)	みそ又はしよ うゆ製造業許 可申請手数料 みそ又はしよ うゆ製造業許 可更新申請手 数料	19,200円  9,600円	許可申請 のとき。  更新申請 のとき。	35	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く乳酸菌飲料 製造業の許可 の申請に対す る審査(卸売 市場外営業に 限る。)	乳酸菌飲料製 造業許可申請 手数料 乳酸菌飲料製 造業許可更新 申請手数料	16,800円  8,400円	許可申請のと き。  更新申請のと き。
36	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法	酒類製造業許 可申請手数料 酒類製造業許	19,200円  9,600円	許可申請 のとき。  更新申請	36	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法	冰雪製造業許 可申請手数料 冰雪製造業許	25,200円  12,600円	許可申請のと き。  更新申請のと

改正後				改正前					
	施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	可更新申請手数料		のとき。		施行令第35条の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	可更新申請手数料		き。
37	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	豆腐製造業許可申請手数料 豆腐製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	37	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冰雪販売業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	冰雪販売業許可申請手数料 冰雪販売業許可更新申請手数料	15,800円 8,200円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
38	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	納豆製造業許可申請手数料 納豆製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	38	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	食用油脂製造業許可申請手数料 食用油脂製造業許可更新申請手数料	25,200円 12,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後					改正前				
39	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>麵類製造業許可</u> の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>可申請手数料</u>	16,800円	許可申請のとき。	39	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>マーガリン又はショートニング製造業許可</u> の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料</u>	25,200円	許可申請のとき。
		<u>麵類製造業許可更新申請手数料</u>	8,400円	更新申請のとき。			<u>マーガリン又はショートニング製造業許可更新申請手数料</u>	12,600円	更新申請のとき。
40	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>そうざい製造業許可</u> の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>申請手数料</u>	25,200円	許可申請のとき。	40	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>みそ製造業許可</u> の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>申請手数料</u>	19,200円	許可申請のとき。
		<u>そうざい製造業許可更新申請手数料</u>	12,600円	更新申請のとき。			<u>みそ製造業許可更新申請手数料</u>	9,600円	更新申請のとき。
41	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>複合型そうざい製造業許可</u> の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>申請手数料</u>	35,200円	許可申請のとき。	41	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく <u>醬(しょう)油製造業許可</u> の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	<u>申請手数料</u>	19,200円	許可申請のとき。
		<u>複合型そうざい製造業許可更新申請手数料</u>	23,300円	更新申請のとき。			<u>醬(しょう)油製造業許可更新申請手数料</u>	9,600円	更新申請のとき。

改正後				改正前			
	く複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	更新申請手数料			く醬(しょう)油製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	新申請手数料	
42	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	冷凍食品製造業許可申請手数料 25,200円	許可申請のとき。	42	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	ソース類製造業許可申請手数料 19,200円	許可申請のとき。
		冷凍食品製造業許可更新申請手数料 12,600円	更新申請のとき。			ソース類製造業許可更新申請手数料 9,600円	更新申請のとき。
43	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料 35,200円	許可申請のとき。	43	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	酒類製造業許可申請手数料 19,200円	許可申請のとき。
		複合型冷凍食品製造業許可更新申請手数料 23,300円	更新申請のとき。			酒類製造業許可更新申請手数料 9,600円	更新申請のとき。

改正後				改正前					
44	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく漬物製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	漬物製造業許可申請手数料 7,800円 漬物製造業許可更新申請手数料	13,200円 7,800円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	44	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	豆腐製造業許可申請手数料 8,400円 豆腐製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
45	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	密封包装食品製造業許可申請手数料 9,600円 密封包装食品製造業許可更新申請手数料	19,200円 9,600円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	45	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査（卸売市場外営業に限る。）	納豆製造業許可申請手数料 8,400円 納豆製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
46	食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食品の小分け業の許可の	食品の小分け業許可申請手数料 14,000円 食品の小分け業許可更新申請手数料	21,600円 14,000円	許可申請のとき。 更新申請のとき。	46	食品衛生法第52条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申	めん類製造業許可申請手数料 8,400円 めん類製造業許可更新申請手数料	16,800円 8,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。

改正後					改正前				
	申請に対する 審査（卸売市場 外営業に限 る。）					申請に対する審 査（卸売市場 外営業に限 る。）			
47	食品衛生法第 55条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く添加物製造 業の許可の申 請に対する審 査（卸売市場 外営業に限 る。）	添加物製造業 許可申請手 数料	25,200円	許可申請 のとき。	47	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ くそうざい製 造業の許可の 申請に対する 審査（卸売市 場外営業に限 る。）	そうざい製造 業許可申請手 数料	25,200円	許可申請のと き。
		添加物製造業 許可更新申請 手数料	12,600円	更新申請 のとき。			そうざい製造 業許可更新申 請手数料	12,600円	更新申請のと き。
	(削除)				48	食品衛生法第 52条第1項及 び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く缶詰又は瓶 詰食品製造業 の許可の申請 に対する審査 （卸売市場外 営業に限る。）	缶詰又は瓶詰 食品製造業許 可申請手数料	25,200円	許可申請のと き。
							缶詰又は瓶詰 食品製造業許 可更新申請手 数料	12,600円	更新申請のと き。
	(削除)				49	食品衛生法第 52条第1項及	添加物製造業 許可申請手 数	25,200円	許可申請のと き。

改正後					改正前				
						び食品衛生法 施行令第35条 の規定に基づ く添加物製造 業の許可の申 請に対する審 査（卸売市場 外営業に限 る。）	料 添加物製造業 許可更新申請 手数料	12,600円	更新申請のと き。
48	狂犬病予防法 (昭和25年法 律第247号)第 4条第1項及 び第2項の規 定に基づく犬 の登録及び鑑 札の交付	犬の登録(鑑 札の交付を含 む。)手数料	3,000円	登録申請 のとき。	50	狂犬病予防法 (昭和25年法 律第247号)第 4条第1項及 び第2項の規 定に基づく犬 の登録及び鑑 札の交付	犬の登録(鑑 札の交付を含 む。)手数料	3,000円	登録申請のと き。
49	狂犬病予防法 第5条第2項 の規定に基づ く犬の狂犬病 予防注射済票 の交付	狂犬病予防注 射済票交付手 数料	550円	交付のと き。	51	狂犬病予防法 第5条第2項 の規定に基づ く犬の狂犬病 予防注射済票 の交付	狂犬病予防注 射済票交付手 数料	550円	交付のと き。
50	狂犬病予防法 施行令(昭和 28年政令第 236号)第1条 の2の規定に	犬の鑑札の再 交付手数料	1,600円	再交付申 請のと き。	52	狂犬病予防法 施行令(昭和 28年政令第 236号)第1条 の2の規定に	犬の鑑札の再 交付手数料	1,600円	再交付申請の とき。

改正後					改正前				
	基づく犬の鑑 礼の再交付					基づく犬の鑑 礼の再交付			
51	狂犬病予防法 施行令第3条 の規定に基づ く犬の狂犬病 予防注射済票 の再交付	狂犬病予防注 射済票再交付 手数料	340円	再交付の とき。	53	狂犬病予防法 施行令第3条 の規定に基づ く犬の狂犬病 予防注射済票 の再交付	狂犬病予防注 射済票再交付 手数料	340円	再交付のとき。
52	食鳥処理の事 業の規制及び 食鳥検査に関 する法律（平 成2年法律第 70号）第3条 及び第6条第 1項の規定に 基づく食鳥処 理の事業の許 可の申請に対 する審査	食鳥処理事業 許可申請手 数料 食鳥処理場の 構造又は設備 変更許可申請 手数料	22,500円 12,000円	許可申請 のとき。 変更申請 のとき。	54	食鳥処理の事 業の規制及び 食鳥検査に関 する法律（平 成2年法律第 70号）第3条 及び第6条第 1項の規定に 基づく食鳥処 理の事業の許 可の申請に対 する審査	食鳥処理事業 許可申請手 数料 食鳥処理場の 構造又は設備 変更許可申請 手数料	22,500円 12,000円	許可申請の とき。 変更申請の とき。
53	食鳥処理の事 業の規制及び 食鳥検査に関 する法律第15 条第1項から 第3項までの 規定に基づく 食鳥検査	食鳥検査手 数料	1羽につき 6円	検査申請 のとき。	55	食鳥処理の事 業の規制及び 食鳥検査に関 する法律第15 条第1項から 第3項までの 規定に基づく 食鳥検査	食鳥検査手 数料	1羽につ き 6円	検査申請の とき。

改正後				改正前					
54	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項及び第2項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料 確認規程変更認定申請手数料	6,200円 2,700円	認定申請のとき。 変更申請のとき。	56	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項及び第2項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料 確認規程変更認定申請手数料	6,200円 2,700円	認定申請のとき。 変更申請のとき。
55	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可	診療所開設許可手数料	19,000円	許可申請のとき。	57	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく診療所の開設の許可	診療所開設許可手数料	19,000円	許可申請のとき。
56	医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可	助産所開設許可手数料	15,000円	許可申請のとき。	58	医療法第7条第1項の規定に基づく助産所の開設の許可	助産所開設許可手数料	15,000円	許可申請のとき。
57	医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料 イ 実地検査 ロ イ以外の検査	26,000円 3,700円	検査申請のとき。	59	医療法第27条の規定に基づく診療所の検査	診療所検査手数料 イ 実地検査 ロ イ以外の検査	26,000円 3,700円	検査申請のとき。

改正後					改正前				
58	医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料 イ 実地検査 ロ イ以外の検査	21,000円 3,700円	検査申請のとき。	60	医療法第27条の規定に基づく助産所の検査	助産所検査手数料 イ 実地検査 ロ イ以外の検査	21,000円 3,700円	検査申請のとき。
59	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	死体保存許可手数料	3,400円	許可申請のとき。	61	死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第19条第1項の規定に基づく死体の保存の許可	死体保存許可手数料	3,400円	許可申請のとき。
60	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料	80,000円	登録申請のとき。	62	臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査	衛生検査所登録申請手数料	80,000円	登録申請のとき。
61	臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生	衛生検査所登録変更申請手数料	61,000円	変更申請のとき。	63	臨床検査技師等に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生	衛生検査所登録変更申請手数料	61,000円	変更申請のとき。

改正後					改正前				
	検査所の登録 の変更の申請 に対する審査					検査所の登録 の変更の申請 に対する審査			
62	臨床検査技師 等に関する法 律施行規則 (昭和33年厚 生省令第24 号)第18条第 1項の規定に 基づく衛生検 査所の登録証 明書の書換え 交付	衛生検査所登 録証明書書換 え交付手数料	8,200円	書換え交 付申請の とき。	64	臨床検査技師 等に関する法 律施行規則 (昭和33年厚 生省令第24 号)第18条第 1項の規定に 基づく衛生検 査所の登録証 明書の書換え 交付	衛生検査所登 録証明書書換 え交付手数料	8,200円	書換え交付申 請のとき。
63	臨床検査技師 等に関する法 律施行規則第 19条第1項の 規定に基づく 衛生検査所の 登録証明書の 再交付	衛生検査所登 録証明書再交 付手数料	8,200円	再交付申 請のと き。	65	臨床検査技師 等に関する法 律施行規則第 19条第1項の 規定に基づく 衛生検査所の 登録証明書の 再交付	衛生検査所登 録証明書再交 付手数料	8,200円	再交付申請の とき。
64	医薬品、医療 機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律(昭和35	薬局開設許可 申請手数料	34,100円	許可申請 のとき。	66	医薬品、医療 機器等の品 質、有効性及 び安全性の確 保等に関する 法律(昭和35	薬局開設許可 申請手数料	34,100円	許可申請のと き。

改正後					改正前				
	年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査					年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第4条第1項の規定に基づく薬局開設の許可の申請に対する審査			
65	医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	12,700円	更新申請のとき。	65の2	医薬品医療機器等法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局開設許可更新申請手数料	12,700円	更新申請のとき。
66	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」とい	薬局開設許可証の書換え交付手数料	2,500円	書換え交付申請のとき。	66の3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」とい	薬局開設許可証の書換え交付手数料	2,500円	書換え交付申請のとき。

改正後					改正前				
	う。)第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付					う。)第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付			
66の2	医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	3,500円	再交付申請のとき。	66の4	医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	3,500円	再交付申請のとき。
	(削除)				74	食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第3条第1項の規定による届出に基づく行商人の鑑札及び記章の交付又は同条第3項の規定による届出に基づく行商人の鑑札及び記章の再交付(卸	1 行商人の鑑札及び記章の交付手数料 2 行商人の鑑札及び記章の再交付手数料	業種ごと 1,800円 1件ごと 1,100円	届出のとき。 届出のとき。

改正後					改正前					
						売市場外営業に限る。)				
	(削除)				74の2	食品製造業等取締条例第5条第1項の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可の申請又は同条第2項の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可の更新の申請に対する審査	1 弁当等人力販売業許可申請手数料 2 弁当等人力販売業許可更新申請手数料	1 件ごと に	8,800円 5,400円	許可申請のとき。 更新申請のとき。
	(削除)				74の3	食品製造業等取締条例第5条の2第1項の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可済証の交付又は同条第3項の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可済証の再交付	1 許可済証の交付手数料 2 許可済証の再交付手数料	1 件ごと に	1,400円 1,100円	交付申請のとき。 再交付申請のとき。

改正後					改正前				
	(削除)				75	食品製造業等 取締条例第5 条の3第1項 の規定に基づ く製造業者等 の許可の申請 又は同条第2 項の規定に基 づく製造業者 等の許可の更 新の申請に対 する審査(卸 売市場外営業 に限る。)	1 食品製造 業等許可申 請手数料 2 食品製造 業等許可更 新申請手数 料	業種ごと 13,200円 に 7,800円	許可申請のと き。 更新申請のと き。
74	東京都ふぐの 取扱い規制条 例(昭和61年 東京都条例第 51号)第17条 第2項の規定 に基づくふぐ 加工製品取扱 届出済票の交 付(卸売市場 外営業に限 る。)	ふぐ加工製品 取扱届出済票 の交付手数料	3,000円	届出のと き。	75の2	東京都ふぐの 取扱い規制条 例(昭和61年 東京都条例第 51号)第17条 第2項の規定 に基づくふぐ 加工製品取扱 届出済票の交 付(卸売市場 外営業に限 る。)	ふぐ加工製品 取扱届出済票 の交付手数料	3,000円	届出のと き。
75	東京都ふぐの 取扱い規制条	ふぐ加工製品 取扱届出済票	2,400円	再交付申 請のと	75の3	東京都ふぐの 取扱い規制条	ふぐ加工製品 取扱届出済票	2,400円	再交付申請の とき。

改正後				改正前			
例第17条第4項の規定に基づくづく加工製品取扱届出済票の再交付（卸売市場外営業に限る。）	の再交付手数料		き。	例第17条第4項の規定に基づくづく加工製品取扱届出済票の再交付（卸売市場外営業に限る。）	の再交付手数料		

別表第2（第2条関係）

事務	名称及び額						徴収時期
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（省略）						認定申請のとき。
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化	(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋そ	口 1 の建築物の申請の場合	(口) 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	16,000円	

別表第2（第2条関係）

事務	名称及び額						徴収時期
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料（省略）						認定申請のとき。
	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化	(2) 共同住宅等（共同住宅、長屋	口 1 の建築物の申請の場合	(口) 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用	(新規)	(新規)	

改正後					改正前						
に基づく 低炭素建 築物新築 等計画の 認定の申 請に對す る審査	の促進 に関する 法律第54 条第1項 各号に掲 げる基準 に適合し ているこ とを示す 書類が提 出された 場合	の他一戸 建て住宅 以外の住 宅をいう 。以下同 じ。)	階段 その他共 用部分を いう。以 下同じ。)	メートル を超え 2,000平 方メートル 以内のも の		に基づく 低炭素建 築物新築 等計画の 認定の申 請に對す る審査	の促進 に関する 法律第54 条第1項 各号に掲 げる基準 に適合し ているこ とを示す 書類が提 出された 場合	その他一 戸建て住 宅以外の 住宅をい う。以下 同じ。)	階段 その他共 用部分を いう。以 下同じ。)	メートル を超え 2,000平 方メートル 以内のも の	
			(八)	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超え	16,000円				(八)	(新規)	(新規)
			非住 宅の部 分(住 戸の部 分、共 用廊下 等の部 分以外 の部 分をい う。以 下	当該部分 の床面積 の合計が 1,000平 方メー トルを 超え 2,000平 方メー トル	26,000円				非住 宅の部 分(住 戸の部 分、共 用廊下 等の部 分以外 の部 分をい う。以 下	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超え 2,000平 方メー トル	26,000円

改正後						改正前							
			同 じ。)	ル以内の もの				同 じ。)	ル以内の もの				
		(3)		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え	16,000円			(3)	(新規)		(新規)		
		(1)		及び1,000平方メートル以内のもの				(1)					
		(2)		以外の建築物	26,000円			(2)					
				建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの					建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	26,000円			
2	1以外 の場合	(2)	口	(口)	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	138,000円			(2)	口	(口)	(新規)	(新規)
			1	共用廊下等の部分					1	共用廊下等の部分			
				建築物の申請の場合									
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平	180,000円							当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平	180,000円

改正後					改正前					
				方メートル以内のもの					方メートル以内のもの	
			(八) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	300,000円				(八) (新規) 非住宅の部分	(新規)
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	384,000円
	(3)	建築物の延べ面積が300			300,000円		(3)	(新規)		(新規)
	(1)	平方メートルを超え					(1)			
	及び	1,000平方メートル以内					及び			
	(2)	のもの					(2)			
	以外	建築物の延べ面積が			384,000円		以外	建築物の延べ面積が		384,000円

改正後							改正前								
		の建 築物	1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの					の建 築物	300平方メートルを超 え2,000平方メートル 以内のもの						
都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第55 条第 1項 の規 定に 基づ く低 炭素 建築 物新 築等 計画 の変 更の 認定 の申	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (省略)					変更認定 申請のと き。	都市 の低 炭素 化の 促進 に関 する 法律 第55 条第 1項 の規 定に 基づ く低 炭素 建築 物新 築等 計画 の変 更の 認定 の申	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 (省略)					変更認定 申請のと き。		
	1	(2)	□	(□)	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超え 1,000平 方メー トル以 内の もの			11,000円	1	(2)	□	(□)		(新規)	(新規)
	申請に 併せて 適合性 確認機 関が作 成した 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第54 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ること	共同 住宅 等	1 の建 築物 の申 請の 場合	共用 廊下 等の 部分	当該部分 の床面積 の合計が 1,000平 方メー トルを超 え2,000平 方メー トル以 内の もの			18,000円	申請に 併せて 適合性 確認機 関が作 成した 都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第54 条第1 項各号 に掲げ る基準 に適合 してい ること	共同 住宅 等	1 の建 築物 の申 請の 場合	共用 廊下 等の 部分		当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超え 2,000平 方メー トル以 内の もの	18,000円

改正後						改正前							
請に 対す る審 査	を示す 書類が 提出さ れた場 合			当該部分 の床面積 の合計が 25,000平 方メー トルを 超える もの	140,000円	請に 対す る審 査	を示す 書類が 提出さ れた場 合			当該部分 の床面積 の合計が 25,000平 方メー トルを 超える もの	140,000円		
				(八) 非住 宅の 部分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超え 1,000平 方メー トル以 内の もの					11,000円	(八) 非住 宅の 部分	(新規)	(新規)
					当該部分 の床面積 の合計が 1,000平 方メー トルを 超え 2,000平 方メー トル以 内の もの					18,000円		当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超え 2,000平 方メー トル以 内の もの	18,000円
				(3)	建築物の延べ面積が300					11,000円	(3)	(新規)	(新規)

改正後					改正前					
		(1) 平方メートルを超え 及び (2) 1,000平方メートル以内 のもの					(1) 及び (2) 以外 の建 築物			
		以外の建 築物	建築物の延べ面積が 1,000平方メートルを超 え2,000平方メートル以 内のもの	18,000円			建築物の延べ面積が 300平方メートルを超 え2,000平方メートル 以内のもの	18,000円		
2	1以外 の場合	(2) 共 同 住 宅 等	口 1 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	(口) 共用 廊下 等 の 部 分	当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超え 1,000平 方メー トル以 内の もの	72,000円			(新規)	(新規)
					当該部分 の床面積 の合計が 1,000平 方メー トルを超 え2,000平	96,000円			当該部分 の床面積 の合計が 300平方 メートル を超え 2,000平	96,000円

改正後					改正前					
				方メートル以内のもの					方メートル以内のもの	
			(八) 非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	154,000円				(八) (新規) 非住宅の部分	(新規)
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円				当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円
	(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの及び			123,000円		(3)	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		123,000円
	(2) 以外	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え			154,000円		(2) 以外	(新規)		(新規)

改正後					改正前				
		の建築物	1,000平方メートル以内のもの				の建築物		
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円				建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	198,000円

別表第3（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期
第1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	計画提出又は計画通知のとき。
	1 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場）のもの	16,700円
	2 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	27,100円

別表第3（第2条関係）

事務	名称及び額	徴収時期
第1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額	計画提出又は計画通知のとき。
	1 非住宅部分（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫）のもの	（新規） 27,100円
	2 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	（新規）

改正後					改正前				
号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみである建築物の当該非住宅部分				号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項及び第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。)のみである建築物の当該非住宅部分			
	2 1以外の非住宅部分	(1) モデル建築物法(以下省略)	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	110,700円		2 1以外の非住宅部分	(1) モデル建築物法(以下省略)	(新規)	(新規)
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	145,700円
		(2) 標準入力法等(実際の設計仕様の条件)	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円			(2) 標準入力法等(実際の設計仕様の条件)	(新規)	(新規)
		当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円		

改正後					改正前					
		を基 に算 定し た一 次エ ネル ギー 消費 量を用いて評価する方法をいう。以下この表(第3の部、第4の部並びに備考第2項を除く。)	もの				を基 に算 定し た一 次エ ネル ギー 消費 量を用いて評価する方法をいう。以下この表(第3の部及び第4の部を除く。)			

改正後					改正前					
		において同じ。)による場合					じ。)による場合			
第2 建築物省 工ネ 法第 12条 第2 項及 び第 13条 第3 項の 規定 に基 づく 建築 物工 ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		変更計画提出又は変更計画通知のとき。	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		変更計画提出又は変更計画通知のとき。
	1	非住宅部分の用途が工場等のみである建築物の当該非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円		1	非住宅部分の用途が工場等のみである建築物の当該非住宅部分	(新規)	(新規)	
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
	2	1以外の非住宅部分	(1) 当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円		2	1以外の非住宅部分	(1) (新規)	(新規)	
		当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの	102,100円			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	102,100円			

改正後						改正前							
計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定			方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定			トル以上2,000平方メートル未満のもの				
			(2) 標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円				(2) (新規)	(新規)			
			当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円				
第3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）			認定申請のとき。	第3	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）			認定申請のとき。		
エネルギー	1 申請	(2) (1)	□ 1の	(□) 非	当該非住宅部分の床面積の	16,700円	エネルギー	1 申請	(2) (1)	□ 1の	(□) 非	(新規)	(新規)

改正後							改正前						
消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	に併せて建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された	以外の建築物	建築物の申請の場合	住宅部分	合計が300平方メートル以上	27,100円	消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	に併せて建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された	以外の建築物	建築物の申請の場合	住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円
					1,000平方メートル未満のもの								

改正後							改正前						
場合							場合						
2	(2)	□	(□)	モデル建 物法 (以下 省略)	当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 300平 方メー トル以 上 1,000 平方メ ートル 未満の もの	110,700円	2	(2)	□	(□)	モデル建 物法 (以下 省略)	(新規)	(新規)
1	(1)	□	(□)	1の 建築 物の 申請 の場 合	非 住宅 部分		1	(1)	□	(□)	1の 建築 物の 申請 の場 合		
以外 の 場 合	以外 の 建 築 物						以外 の 場 合	以外 の 建 築 物					
					当該非 住宅部 分の床 面積の 合計が 1,000 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満の	145,700円						当該非住 宅部分の 床面積の 合計が 300平方 メートル 以上 2,000平 方メート ル未満の もの	145,700円



改正後							改正前							
					よる場 合	もの								
第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					変更認定申請のとき。	第4	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料					変更認定申請のとき。	
建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第36条第2項において準用する建築物省エネ法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）						建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第31条第2項において準用する建築物省エネ法第30条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第1の95の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表の82の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表の95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）						
	1	(2)	□	(□)	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円		1	(2)	□	(□)	(新規)	(新規)	
	申請に併せて建築物省エネ法第35条第1項各	(1)	1の建築物の申請の場合	非住宅部分	当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以	19,100円		申請に併せて建築物省エネ法第30条第1項各	(1)	1の建築物の申請の場合	非住宅部分			
												当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方	19,100円	

改正後							改正前								
る審査	号に掲げる基準に適合(以下省略)				上2,000平方メートル未満のもの			る審査	号に掲げる基準に適合(以下省略)				メートル未満のもの		
	2 1 以外 の 場 合	(2) (1) 以外 の 建 築 物	□ 1 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	(□) 非 住 宅 部 分	モ デ ル 建 物 法 に よ る 場 合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	2 1 以外 の 場 合	(2) (1) 以外 の 建 築 物	□ 1 の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	(□) 非 住 宅 部 分	モ デ ル 建 物 法 に よ る 場 合	(新規)	(新規)	
						当該非住宅部分の床面積の合計が1,000	102,100円						当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	102,100円	

改正後							改正前								
					平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの								以上2,000平方メートル未満のもの		
				標準入力法等による場合	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円							標準入力法等による場合	(新規)	(新規)
					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000	257,100円								当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル	257,100円



改正後						改正前					
合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合					合している旨の認定の申請に対する審査	エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合				
		2 1 以外	(2) (1) 以外の建	□ 非住宅	(イ) モデル			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000	110,700円	(2) (1) 以外の建	□ 非住宅

改正後					改正前				
の 場 合	建築物	部 分	建築物 平方メートル未 満のもの		建築物	部 分	建築物 法 に よ る 場 合		
			当該非住宅部分 の床面積の合計 が1,000平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	145,700円			当該非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のもの	145,700円	
		(口)	当該非住宅部分 の床面積の合計 が300平方メ ートル未満のもの	227,100円		(口)	当該非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 未満のもの	227,100円	
		力 法 等 に よ る 場 合	当該非住宅部分 の床面積の合計 が300平方メ ートル以上1,000 平方メートル未 満のもの	284,400円		(新規)	(新規)		
			当該非住宅部分 の床面積の合計 が1,000平方メ ートル以上 2,000平方メ ートル未満のもの	367,100円			当該非住宅部分の 床面積の合計が 300平方メートル 以上2,000平方メ ートル未満のもの	367,100円	
第6 建築物 のエネ	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手数料		建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手	交付申請 のとき。	第6 建築物 のエネ	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付申請手	交付申請 のとき。	

改正後				改正前							
ルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを	数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			ルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する	数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額						
	1	非住宅部分の用途が工場等のみである建築物の当該非住宅部分			当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800円	1	非住宅部分の用途が工場等のみである建築物の当該非住宅部分	（新規）	（新規）	
		当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの			19,100円	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		19,100円			
	2	1以外 の非住宅部分	(1) モデル建築物法による場合		当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円	2	1以外 の非住宅部分	(1) モデル建築物法による場合	（新規）	（新規）
					当該非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円				当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
		(2) 標準入力法等による	当該非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		199,200円	(2) 標準入力法等による	（新規）	（新規）			

改正後					改正前				
証する 書面の 交付		る場 合	当該非住宅部分の床 面積の合計が1,000平 方メートル以上2,000 平方メートル未満の もの	257,100円	書面の 交付		る場 合	当該非住宅部分の床面 積の合計が300平方メー トル以上2,000平方メー トル未満のもの	257,100円

備考

- 1 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合における適合性判定手数料等（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付申請手数料をいう。以下同じ。）又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書きに規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における向上計画認定申請手数料等（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料をいう。以下同じ。）の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 適合性判定手数料等について、複合建築物（非住宅部分及び住宅

備考

（新規）

（新規）

- 1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー

改正後	改正前
<p>部分を含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p>5 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。</p> <p>6 特定建築行為(法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。)に該当する増築又は改築(法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p> <p>7 向上計画認定申請手数料等について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</p>	<p>消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更<sup>1</sup>に該当していることを証する書面の交付申請手数料(以下この表において「適合性判定手数料等」という。)について、複合建築物(非住宅部分及び住宅部分を含む建築物をいう。)の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合は、非住宅部分とみなす。</p> <p>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p>3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む1の建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、1以外の非住宅部分により算出した額とする。</p> <p>4 特定建築行為(法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。)に該当する増築又は改築(法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)の場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積に応じて算出した額とする。</p> <p>5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料(以下この表において「認定申請手数料等」という。)について、1の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</p>

改正後	改正前
<p>8 <u>向上計画</u>認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p> <p>9 <u>向上計画</u>認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</p> <p>10 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p>11 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>12 他の建築物について、建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評</p>	<p>6 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。</p> <p>7 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を1の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</p> <p>8 建築物省エネ法第29条第3項に規定する申請建築物（以下「申請建築物」という。）に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における1の建築物の手数料の額及び他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における1の建築物の手数料の額を合算した額とする。</p> <p>9 建築物省エネ法第31条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>10 他の建築物について、建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第1の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評</p>

改正後	改正前
<p>価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>13 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>14 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</p> <p>15 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p> <p>16 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>	<p>価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>11 他の建築物について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合の計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、第2の部1の款に掲げる手数料の額と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定と同じ場合に限る。</p> <p>12 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該住宅部分の額又は非住宅部分の額は合算しない。</p> <p>13 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p> <p>14 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請を行う場合の手数料の額は、当該認定の申請に係る床面積から当該共同住宅の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。</p>